

ID: 265

担当部署: 議会事務局

処分の概要	利用停止請求に対する決定		
例規名 根拠条項	村田町議会の個人情報の保護に関する条例 第42条		
例規番号	令和5年条例第12号		
【基準】			
第39条、第41条及び第42条の規定による。 (利用停止請求権)			
第39条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下この章において「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。			
(1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去			
(2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止			
2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下この章及び第49条において「利用停止請求」という。)をすることができる。			
3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。 (保有個人情報の利用停止義務)			
第41条 議長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。 (利用停止請求に対する措置)			
第42条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。			
2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。			
標準処理期間	利用停止請求があった日から30日以内(第43条第1項)		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

